

ふるさと歴史散歩

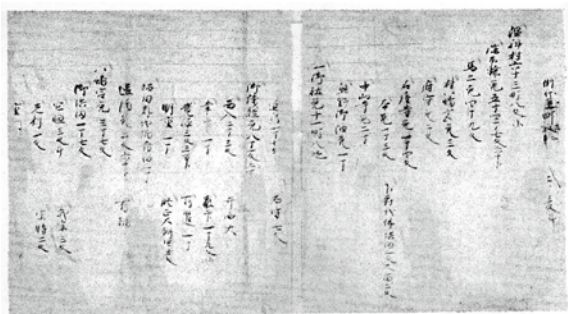
〔第161回〕松崎八幡宮址

その三



『藝州府中莊誌』には、松崎八幡宮の免田が「御経免田十二町七反十八歩」を附した時期があった。そして毛利輝元の治世下で「神田三百十二名を附せられ、福島正則の時之を失い、寛永七年浅野藩主、毎年正、四、九月の三度、一度に付き米三石一斗ずつ併せて九石三斗の社領を附せられ」とある。毛利氏は機会や口実を設けて神社領を削減・没収するのに積極的であった。しかし、武士の守護神としての由緒ある古くからの八幡社は手厚く保護した。関ヶ原の役が西軍の敗北に終わり、毛利氏は九ヶ国の領地を失い、代わって芸備両国四十九万八千石の藩主として福島正則が入った。福島氏の宗教政策は、毛利氏のそれよりも厳しく徹底した神社領の没収や再分配を行った。こうして松崎八幡宮の社領は没収されたのであったが、浅野氏時代には、僅かな社領の復活が認められた。

田所文書「安芸国国衙領注進状」に見える社寺免は、安芸国の一宮（厳島神社）や松崎八幡宮、惣社などの有力な寺社の読経や御供えなどの祭事用途料として国衙領から割き充てられた免田のことである。「八幡宮大般若経免 一丁九反 祢村」は、八幡宮で読経の費用を高田郡八千代町にある祢村の収益を充てる記事である。また「八幡宮二季御祭灯油免 三反 己斐村」は、八幡宮の春秋の祭礼に使う灯油の費用を己斐村の収益で充てるという記事である。ちなみに、「諸社御幣紙免」は、国内の諸社に捧げる紙の調達費用のための免田である。田所文書に記載されている社寺免は一宮に次いで松崎八幡宮が多く、度々登場する「五ヶ寺免」が八幡宮に付随する玉勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行専坊の五ヶ寺と解釈すれば、松崎八幡宮の免田はもっと多くなる。



安芸国 国衙領注進状の一部（町史より）

府中町文化財保護審議会会長
横田 禎昭

消費生活相談

＜クリーニングのトラブル＞

相談内容



クリーニングに娘のカーデイガンとスキューエアを2枚出して、戻ってきたものをチェックしたところ、白いカーデイガンがうつすらとピンク色になっており、スキューエアにもしみが付いていた。受け取るときに指摘をしたが、初めからその色だったのではないかと言われ、認めてもらえなかった。今後の対応について、店舗から連絡が入ることにしているが、どのように話をすればよいのか。

（50代 女性）

アドバイス



クリーニング事故賠償基準（※）について説明し、通常、事故があればそれに準じた賠償になることを説明しました。色移りやシミが再度の処理で落ちないかなど、よく話し合いをしてみるよう助言しました。クリーニングトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。

◆クリーニングを出すとき、受けとるときには、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。

◆時間が経つと原因の特定が難しくなるので、クリーニングに出したらなるべく早く引き取りに行きましょう。

◆クリーニング済みの衣料品は袋・カバーをはずし、風を通してから収納しましょう。

※クリーニング業界は、トラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成しています（SマークやLDマークのある店舗に適用）。また、独自の基準を設けている店もあります。利用する店舗のルールを確認することも大切です。



消費生活相談員による相談窓口

町民生活課（役場4階）
☎286-3128
月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時